

## 議案第23号

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「365,000円と4円88銭」を「375,500円と5円2銭」に改める。

第11条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同条第2号中「255,240円と26円73銭」を「262,530円と27円50銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院（小選挙区選出）議員及び参議院議員の選挙における公費負担の限度額が改定されたことに伴い、市議会議員及び市長の選挙における公費負担の限度額を改定するため、この条例を制定するものである。